

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（令和元年度）

住 所 東京都豊島区南池袋1-16-15
 事業者名 西武バス株式会社
 代表者名 取締役社長 渡邊 一洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全営業所	交通バリアフリーに基づき、車いすスペースは低床（高さ約30cm）部分の拡大、車いす固定装置の改善、反転式スロープの採用、ベビーカー等も利用しやすいフリースペースの設置、足元のスペースを広げ乗り心地と輸送の安全面を確保するノンステップ車両をさらに導入する予定。	ノンステップバスを21両増車する等、計画の通り実施された。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者手帳の代わりに専用のスマートフォンアプリを提示することにより割引を行うサービス	2019年7月1日よりスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」提示による割引運賃適用の導入。 ・障害者手帳の紛失ならびに個人情報の漏洩リスクの軽減。 ・手帳からスマホにより情報開示における心理的負担を軽減。 ・顔写真などいつでも更新が可能。 ・確認すべき情報（等級・種別）をひと目で把握。 ・紙からデータ化により不正利用を抑制。	「ミライロID」の担当者と利用状況や起こりうる問題点について情報の共有を行う等、計画の通り実施された。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者のお客さまとの情報共有	年に1回三多摩肢体障害者協議会との懇談会を行い、情報共有を図っており、またご要望書について回答や検討を行っている。 ・病院が含まれている路線への運行本数の見直し。 ・スロープ板を使用する際の安全な角度について。	2020年2月に懇談会を開催する等、計画の通り実施された。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いす・ベ ビーカーご 利用のお客 さま に対して円 滑な対応の 教育 訓練	弊社作成の「乗務員教育DVD」を通して、新人運転士の入社時、入社3ヶ月、入社12ヶ月、入社60ヶ月の時に研修を行い、年に1回各営業所の班別業務研修を行っている。	計画の通り実施された。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・ユニバーサルマナー検定取得により、高齢者や障害者への基本的な向き合い方やお声がけ方法を学び、多様な方々の心理状況を考えるワークを行った。

(3) その他

特になし。

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数				計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備え たもの	計		うちス ロープ板 を備えた もの	うちリ フトを 備えた もの	計	うちス ロープ 板を備 えたも の	うちリ フトを 備えた もの	
															計
前年度車 両数	850	774	636	138	0	0	0	76	76	0	26	0	0	0	
年度内に 供用を開 始した車 両数	69	66	66	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	
年度内に 供用を廃 止した車 両数	68	64	45	19	0	0	0	6	6	0	2	0	0	0	
年度末車 両数	849	776	657	119	0	0	0	73	73	0	24	0	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。